

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」(R7改定)の概要

基本的な考え方

1 趣旨・目的

趣旨 ○人権教育啓発推進法、同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿った自主的な取組の展開

目的 ○県が今後実施すべき人権教育・啓発についての基本方針を明らかにする。
○人権に関する具体的施策の方向を示す。

2 基本理念

○人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努める。
○常に人権の視点を踏まえた施策の推進

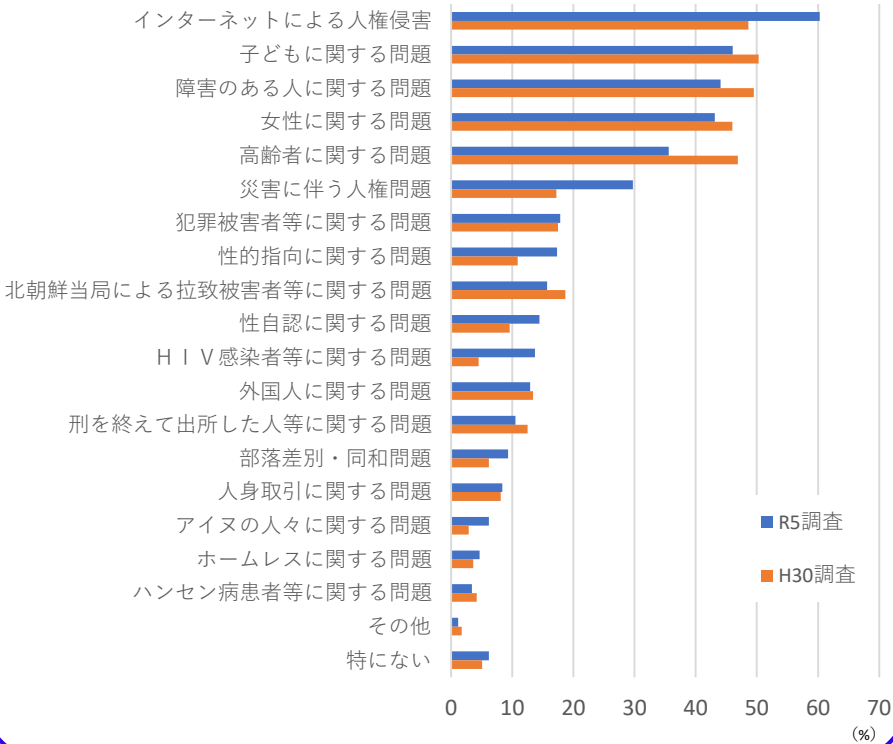
誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指す

3 基本計画の性格

県が推進する様々な施策・諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針
○この基本計画を踏まえ、諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し実効性が確保されるよう努める。
○県政の推進に当たっては、常に人権の視点到十分留意していく。

県民意識調査 (R5.11月実施)

人権課題に対する関心



あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

	主な施策の方針
1 学校における人権教育	・ 偏見や差別に対して、勇気をもって正しい行動をとることや互いに尊重し助け合う心と態度を育成 ・ 児童生徒の発達の特性を踏まえ、家庭や地域との連携を図りながら心に響く体験的な活動の充実 ・ 外国の人々の生活や文化について理解を深め、互いに協力して生きていく心と態度を育成 ・ 発達の段階や児童生徒の実態に即した学習活動を計画するとともに、特別支援学校とも連携して人権を尊重する心と態度を育成
2 地域や家庭における人権教育	・ 公民館等の社会教育施設を中心に、参加体験型の講座の開催など地域の実情に応じた多様な学習機会の提供 ・ こどもの発達の段階に応じた家庭教育講座など学習機会や情報提供の充実、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備
3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育	・ 教育関係職員が人権問題についての正しい知識と理解を深めるため、指導資料や研修内容を充実 ・ 医療・保健・福祉関係者、消防・警察職員が人権感覚を身に付けられるよう研修等の実施 ・ 県・市町村の職員が人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けるよう研修内容の充実
4 企業に対する人権啓発	・ 公正な採用選考について働きかけるとともに、特に面接において受験者の人権を侵害することのないよう啓発 ・ ハラスメントの防止など職場環境の整備を働きかけ、労働施策総合推進法などの適正な運用について普及促進
5 県民一般に対する人権啓発	・ 県民が人権尊重の理念を身に付けるため、講演会や啓発資料を充実するほか、SNSなどの活用や参加型・体験型の啓発活動を推進 ・ 県民に人権に関する県の取組みや相談機関等の情報をワンストップで提供

重要課題への主な対応

	主な施策の方針
1 女性	・ 男女があらゆる分野における活動に対等に参画できる機会の確保 ・ 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた取組みの推進 ・ 女性管理職の登用促進や男性の育児休業取得に対する支援 ・ D V被害者を含む困難な問題を抱える女性への切れ目ない包括的な支援
2 こども	・ いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり、人権感覚の育成など、心の教育の充実 ・ こども自身や親を含めた社会一般に対するこどもの権利に関する啓発活動の推進 ・ 各学校へのスクールカウンセラーの効果的な配置など専門家等と連携した相談体制の充実 ・ 児童虐待の予防・早期対応、被虐待児の自立支援を図るとともに、児童相談所の相談体制を強化
3 高齢者	・ 高齢者の人権や福祉、認知症に対する正しい知識の普及と理解の促進 ・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築などの各種相談・権利擁護体制を整備 ・ 悪質商法・特殊詐欺による被害を防止するため、啓発活動・相談体制の充実強化や見守り体制を推進
4 障害のある人	・ 障害福祉に関する広報活動等により県民の理解を促進するとともに、心のバリアフリーの教育を推進 ・ 障害を理由とする「不利益取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」等についての研修や相談体制の充実 ・ 点字、音声、手話などのコミュニケーション支援を充実 ・ 自立に向けた職業能力開発を支援するとともに各種支援施策の周知等による障害者雇用の促進
5 感染症患者等	・ H I V感染症、ハンセン病などに関する正しい知識の普及啓発と偏見や差別の解消 ・ 新たな感染症発生時における正確な情報の迅速な提供と感染症患者等に対する相談支援
6 犯罪被害者等	・ 犯罪被害者等が、安心して支援を求められる環境を整えるための広報・啓発と官民協働による総合的かつ継続的な支援体制の充実 ・ 性暴力被害者にワンストップで相談支援する体制の充実
7 同和問題(部落差別)	・ 学校教育・社会教育において、同和問題に対する正しい理解や差別意識の解消を促進 ・ インターネット上の書き込みなどのモニタリング及び削除要請などを実施 ・ 人権講演会の開催やマスメディアの活用、啓発資料の配布などを通じて、効果的な啓発活動を推進
8 アイヌの人々	・ 民族としての誇りが尊重され、伝統等に関する知識の普及啓発
9 外国人	・ 生活習慣や文化の違いを相互理解できるよう、多文化共生についての意識啓発等 ・ 様々な悩みに多言語で対応できる一元的な相談体制の整備・充実、外国人のニーズに合わせた日本語教育の充実 ・ 外国人の活動を支援する人材・団体の育成とネットワークづくりを推進し、在住外国人の地域交流活動、地域参加を支援
10 刑を終えて出所した人等	・ 更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向けた意識啓発や支援
11 インターネットによる人権侵害	・ インターネット上の誤った情報、偏った情報をめぐる問題や情報の収集・発信における個人の責任についての理解を深める啓発活動 ・ インターネットとの正しい関わり方や情報モラルに関する教育の充実
12 性的指向・ジェンダー・アイデンティティ	・ 性に対する多様なあり方への理解を深めるための各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布やホームページ等による意識啓発 ・ 当事者である児童生徒やその保護者と相談し理解を得つつ、学校における医療機関等と連携した支援 ・ 職場においても差別的言動や嫌がらせが起こらないよう企業への啓発 ・ パートナースHIP宣誓制度の県民への普及と利便性の向上
13 災害に起因する人権問題	・ 災害発生時において、プライバシーの確保や要配慮者などに十分配慮した避難所運営が行われるよう、研修会や訓練を実施 ・ 災害時において偽情報やデマに惑わされることなく正しい情報を入手できるよう啓発

計画の推進

1 基本計画の推進体制

富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議を中心に、全庁的な取組を推進

2 国・市町村等との連携

○国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組の推進

○市町村に対して助言や情報提供を行うなど、取組を積極的に支援

3 基本計画の見直し

○県民意識調査の実施など、計画の推進状況について逐次必要な点検を行う。

○国の動向や社会状況の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行う。